

# Content Reference Forum, Inc.

## 会員協定書

本文書は、次の原文書を日本語に翻訳したものである：

**Content Reference Forum, Inc. Member Agreement**

本文書は、参考情報としてのみ利用されることを目的としており、CRF への参加契約には使用できない。本文書の記述と原文書の記述との間に矛盾がある場合には、原文書の方が優先する。

### 本文

- A. Content Reference FORUM, Inc. (以下 CR フォーラム) は本協定書および CR フォーラムの規則により定義された「正会員」によって、米国デラウェア州に非営利法人として設立された。
- B. CR フォーラム規則で規定されているように、CR フォーラムの目的は CR フォーラム仕様の開発、世界標準化およびその推進である。CR フォーラム仕様は、バリューチェーン参加者がデジタルコンテンツまたはデジタル形式の情報の識別、管理、配布する際にこれを使用できる。CR フォーラム仕様は、デジタルコンテンツの識別およびレゾル - ションにおけるインターオペラビリティを促進する。
- C. CR フォーラムの会員は、協定に定められた目的達成を可能にする技術である CR フォーラム仕様を、識別、選択、改良、開発するため、公開の国際協力を通じてその目的を追求する。
- D. CR フォーラムとその会員は、作成された「CRF 仕様」をすべての関係者に提供し、適切な時期に「CRF 仕様」を正式の標準化団体に提案する。
- E. CR フォーラム会員は、コンテンツおよび技術開発における相互利益のために CR フォーラムを実施する。

CR フォーラムの各会員は、本協定書および本協定書の付属書 A または B の作成により、会員資格および CR フォーラムの活動参加に関する下記の条件を確認し、それに同意する。

## 1.0 定義

系列会社 (Affiliate)	「規則」に定義された意味を持つ。但し、本会員協定に関しては、「除外系列会社」も含むものとする。
アプリケーションノート (Application Note(s))	「理事会」により公表を承認され、それ自体は「CRF 仕様」ではないが、「CRF 仕様」の実施に役立つ機能的および技術的ノート、または助言を含む文書または文書の一部。マーケティング白書、指導書など、「アプリケーションノート」と題されるものと、それ以外の表題のものもある。
準会員 (Associate Member)	「規則」の第 III 条に定義された「準会員」として、CR フォーラムの会員資格を「理事会」により承認され、本協定付属書 B の準会員申込・契約書を作成し、それを CR フォーラム「理事長」に提出した企業体。

## FOR INFORMATION ONLY

規則 (Bylaws)	2003 年 3 月に「正会員」により採択され、それ以降随時修正される CR フォーラムの「規則」。
理事会 (Board of Governors or Board)	CR フォーラムの「理事会」。
機密情報 (Confidential Information)	(1) 「正会員」の決議により、特に非機密とされた場合を除き、「CRF 仕様案」、「アプリケーションノート」案、CR フォーラム「ワーキンググループ」作成のその他の草案または作業文書および (2) 5.1 項に規定された手順に従って機密と指定された非公開情報。
コンテンツレファレンス (Content Reference)	特定の商取引の背景に関するコンテンツとバリューチェーンアトリビュートの組合せを識別するため、類似性のある参照項目を集めるためのメカニズム。
寄書 (Contribution)	CR フォーラム、「理事会」、「会員」、または前記のいずれかの委員会に対して「会員」の代表により提出された、(1) 書面(電子媒体の書面を含む)、(2) 「会員」が承認した、(a) 新たな「CRF 仕様」もしくはその一部、(b) 新たなアプリケーションノート、(c) 既存の「CRF 仕様」もしくはアプリケーションノートへの追加もしくはその修正を提案するアイデア、提案、またはコメント。
コントロール (Control)	「規則」に定義された意味を持つ。
CRF 仕様候補 (CRF Candidate Specification)	「正会員」により承認され、「技術作業方針」の 7.2 項に規定された公のコメントを求めるために提供された「CRF 仕様案」。
CRF 仕様案 (CRF Draft Specification)	「技術作業方針」の 7.2 項に規定された「CRF 仕様候補」として検討するために「ワーキンググループ」および「合同調整委員会」により承認された「ワーキンググループ」案または暫定仕様。
CRF 仕様 (CRF Specification)	「正会員」の投票により承認され、「規則」および「技術作業方針」の規定に従って「理事会」により公表された「コンテンツレファレンス」または関連リソース検索に関する規範的技術仕様を意味する。但し、CR フォーラムは実施例を提供もしくは公表し、または見本製品(あるいは見本製品の一部または組合せ)を特定することができるが、それらの例および見本は、たとえ同一文書が含まれていたとしても、「CRF 仕様」の範囲を越えている場合は、その一部とはみなされず、または「CRF 仕様」であることを要求されないものとする。
発効日 (Effective Date)	各「会員」に関して、「会員」の権限ある代表により署名された本協定が CR フォーラムに提出され、CR フォーラムが文書を受理した期日。
終了発効日 (Effective Termination Date)	本契約の 7.2 項に定義された意味を持つ。
除外系列会社 (Excluded Affiliate)	2.4 項に基づき「会員」の要請と「理事会」の承認により、本協定の範囲から除外された「会員」によって「支配」されている企業体。

完全準拠 (Fully Compliant)	(a) 当該実施例に関する要求事項として定義された当該「CRF 仕様」のすべての部分 (b) 特定のタイプの製品もしくはそのコンポーネントについて要求される、「CRF 仕様」のすべての部分をサポートまたは実施する「CRF 仕様」の実施例。
会員 (Member)	CR フォーラムの「正会員」および「準会員」を意味する。
正会員 (Principal Member)	「規則」の第 III 条に定義された「正会員」として CR フォーラムの会員資格を「理事会」により承認され、本契約または付属書 A の正会員申込・契約書を作成し、それを CR フォーラムの「理事長」に提出した企業体。
必要請求事項 (Necessary Claims)	「会員」またはその「系列会社」が、本協定を作成した日の 120 日前から本協定の期間の末日までの期間中に、CR フォーラムの「会員」または「系列会社」側が第三者に対する特許権使用料またはその他の対価（「系列会社」または従業員に対するその雇用の範囲内での支払を除く）を支払う義務を生じる供与または権利行使なしに、「会員」が本協定に基づいて供与することに同意する性質のライセンスを供与する権利をもち、「CRF 仕様」の実施例により必然的に侵害される、全世界における特許および特許出願（意匠特許および意匠登録を除く）の請求事項を意味する。但し、請求事項が必然的に侵害されるのは、技術的に妥当な非侵害代替策がないために当該請求事項の侵害を避けることができないときのみである。「必要請求事項」は、当該請求事項が「必要請求事項」と同一の特許に含まれているとしても、上記以外の請求事項は含まないものとする。さらに、「必要請求事項」は (1) 「CRF 仕様」により参照される CR フォーラムによって開発されたのではない公表された規格または仕様の実施例（たとえば、MPEG-21 および IETF を含む）、(2) 製品のうち「CRF 仕様」準拠に必要とされない部分、(3) 「CRF 仕様」の本文に含まれる例の実施、(4) 「CRF 仕様」に準拠した製品またはその一部を製作または使用するために必要なことがあるが、「CRF 仕様」に明示的に規定されていない実現技術（たとえば、オペレーティングシステム、マイクロプロセッサ、ソフトウェアプラットフォームを含む）によってのみ侵害される請求事項は含まないものとする。
技術作業方針 (Technical Work Policy)	技術ワーキンググループにおける「CRF 仕様」の開発、および「CRF 仕様」の採択は、「正会員」の投票による決議を必要とする。このような「理事会」により採択される方針および手順。

## 2.0 会員資格

### 2.1 会員協定

「正会員」および「準会員」は本協定、「規則」、「技術作業方針」に規定された条件および義務に同意し、それを受諾する。

### 2.2 会員資格の発効日; 会員特典

本協定または本協定の付属書 A もしくは B を作成し、その署名済み文書を CR フォーラムの「理事長」に提出し、それが受理され、「会員」が「規則」に定義された優良「正会員」または「準会員」である間、「会員」は本協定、「規則」、「技術作業方針」に基づくすべての権利および特権を与えられ、それに付随するすべての義務および責任を免れないものとする。

### 2.3 系列会社

「会員」は「会員」およびその「系列会社」があらゆる目的に関して 1 つの「会員」として扱われ、「正会員」とその「系列会社」には「正会員」の議決権が合わせて一票のみ与えられることを認め、そのことに同意す

る。但し、「規則」によって「理事会」において別途決定された場合を除く。さらに、「会員」は、自らおよびその「系列会社」を代表して、本協定が、4.3 項および第 6 条を含めて、「会員」および「系列会社」をその条件で拘束することを認め、そのことに同意する。

## 2.4 除外系列会社

「会員」は、「系列会社」であっても、「会員」が「除外系列会社」として指定することを希望する、単数または複数の企業体を特定することができる。「理事会」は、特定された企業体を「除外系列会社」に指定するかどうかを、「理事会」が定める手続きに基づいてケースバイケースで決定するものとする。ただし、「除外系列会社」に指定することを求める「会員」が、その「系列会社」が除外されなかった場合に当該「会員」が遭遇する法律問題または規制問題を特定することができない場合、「理事会」は全会一致の同意がないかぎり当該「系列会社」を除外しないものとする。「会員」は、「理事会」が「会員」の要求を裏付ける追加情報を提出するように「会員」に要求することができ、「会員」の要求である企業体を「除外系列会社」に指定するかどうかの決定は、全面的に「理事会」の裁量権の範囲内であることを認め、そのことに同意する。「理事会」により承認された「除外系列会社」リストはCRフォーラムのすべての「会員」に配布されるものとする。

## 3.0 誓約、条件、表示

### 3.1 権限付与

両当事者は両当事者が本協定を締結する権限を付与されていることを表示し、保証する。下記署名者は同人が「会員」代表して本協定に署名する権限を付与されていることを表示し、保証する。

### 3.2 業務・支援

「会員」は CR フォーラムにより採択および公表された「CRF 仕様」を実施またはそれに準拠した製品またはサービスを設計、開発、製造、配布、販売、または使用する予定である。但し、いかなる「会員」も (a) 「CRF 仕様」を採用し、支援し、または実施する義務を負わないものとする (b) 「CRF 仕様」に準拠した製品またはサービスを設計、開発、製造、配布、販売、または使用する義務を負わないものとする。さらに、(i) 代替または競合仕様に関連した製品またはサービスの開発、製造、配布、販売、または使用を妨げられないものとする (ii) 代替または競合仕様の開発または支援を妨げられないものとする。

### 3.3 広報;CR フォーラム名称の使用

「発効日」以後、「会員」は CR フォーラムの「会員」であることを公表することができる。但し、「会員」は、CR フォーラムによって定められた方針および手順に従った場合を除き、製品またはサービスを CR フォーラムにより認定されたもの、支援されたもの、またはそれに関連したものとして特定し、製品またはサービスを「CRF 仕様」としての「正会員」による採択と「理事会」による公表以前に CRF フォーラムの仕様に準拠したものとして特定することはできない。「会員」は、「理事会」の書面による事前承認がないかぎり、CR フォーラムを代表して発言しないものとする。

### 3.4 独占禁止政策

「会員」は CR フォーラムの「会員」としての参加に関連して適用されるすべての独占禁止法を遵守することに同意する。本協定のいかなる規定も、独占禁止法に違反する行為を要求または許可するものとは解釈されないものとする。

### 3.5 会社名の使用

「会員」は、CR フォーラムが 1993 年全国共同研究・生産法 (15 U.S.C. §§4301, et seq.) による保護を申請した場合、その目的のために、CR フォーラムの「会員」として会社名を開示することに同意する。さらに、「会員」は、「会員」が CR フォーラムに参加したことを公表し、「理事会」により採択された方針および手順に従って CR フォーラムのウェブサイトまたはその他の場所に「会員」リストに「会員」の名称を載せる権利を CR フォーラムが持つことに同意する。

### 3.6 寄書に関する表示

「会員」は、当該「会員」による「寄書」の時点で、「寄書」が「CRF 仕様」またはその実施例に対して、全面的または部分的に当該「CRF 仕様」または実施例を (1) ソースコードで開示または配布し、(2) 派生仕様の制作を目的としたライセンスを供与し、または (3) 無償での複製および再配布のライセンスを供与することを要求するライセンス供与義務を負わせないことを表示し、保証し、誓約するものとする。いずれかの「会員」が行った「寄書」が当該「CRF 仕様」または実施例に対して全面的または部分的に本 3.6 項に列挙された単数または複数のライセンス供与義務を負わせるおそれがあることを他の「会員」が知った場合、当該「会員」は直ちにその他の「会員」に通知を与えるものとする。

## 4.0 会員の義務

### 4.1 寄書

「正会員」と「準会員」は本協定、「規則」、「技術作業方針」の条件に従って「CRF 仕様」および「アプリケーションノート」に対して単数または複数の「寄書」を行うことができる。「会員」は自らおよびその「系列会社」を代表して CR フォーラムおよびその「会員」が「CRF 仕様」および「アプリケーションノート」の開発のために第 5 条の守秘義務に従って「寄書」を自由に行えることができることを認め、そのことに同意し、「会員」は他の「会員」の「寄書」を上記の目的のためにのみ使用することに同意する。

### 4.2 第三者の権利を侵害しない誓約

「会員」は、他の「会員」または第三者の書面による事前承認なしには、その代表が当該「会員」または第三者に対する守秘義務に違反することを承知している、または当該「会員」または第三者の著作権のある資料または企業秘密資料である、「寄書」を当該代表が提出しないことにここに同意する。

### 4.3 限定ライセンス

「会員」およびその「系列会社」は「会員」が CR フォーラムに対して行う「寄書」に関するまたはそれに適用される「会員」の特許、企業秘密、その他の知的財産権に基づく、もっぱら厳密に CR フォーラムのための「CRF 仕様」または「アプリケーションノート」の開発を目的として当該「寄書」を作製し、作製させ、使用し、複製し、その派生仕様を作成し、実行し、または表示する非独占的、譲渡不能、取消不能、全額払込済みの世界ライセンスを他の「会員」および CR フォーラムに対して与える。

### 4.4 会費およびその他の料金

「会員」は「理事会」が「規則」に従って定めるその会員資格クラスに対して適用される会費、料金、その他の賦課金を支払うものとする。

### 4.5 費用

「会員」は、その代表の旅費および勤務報酬、複製および配布の実費、付随費用を含めて、CR フォーラムへの参加に関する自社の費用および経費を負担するものとする。4.4 項に規定された場合を除き、いかなる場合にも「会員」は、その代表を含めて、CR フォーラムまたは代表を含む他の「会員」の費用については責任を負わないものとする。

## 5.0 機密保持

### 5.1 会員による機密情報指定

「会員」は下記の手順に基づいて CR フォーラムまたは CR フォーラム「ワーキンググループ」に対して開示または寄与する非公開情報を「機密情報」として指定することができる。(1) 電子形式の開示またはコンピュータネットワークにより伝達される開示を含めて、有形または文書による開示は「機密」と表示され、または類似のキャプションをもたなければならない、(2) 口頭による開示は開示前に機密として特定され、文書にされ、上記の規定の通りに表示され、原開示日から 30 日以内に受取側当事者に交付されなけ

ればならない。「機密情報」の写しを作成する各当事者は「機密」または類似のキャプションを写しにも書き添えなければならない。

## 5.2 機密情報

「会員」は、自らおよびその「系列会社」を代表して、「機密情報」が少なくとも「会員」が自身の機密専有情報を保護するために用いるのと同程度の注意を払って、但し少なくとも妥当な程度の注意を払って、機密保持されることを認め、そのことに同意する。「会員」は、自らおよびその「系列会社」を代表して、CR フォーラムにより許可された場合を除き、「会員」もその「系列会社」も「機密情報」を開示、配布、またはコピーしないことを認め、そのことに同意する。前記の規定にもかかわらず、「会員」またはその「系列会社」は下記のような「機密情報」の開示については責任を負わないものとする。

- (1) 当該「会員」または当該「会員」の「系列会社」による守秘義務の対象にならない公知のもの。
- (2) 当該「会員」または当該「会員」の「系列会社」が第三者から守秘義務なしに正当に受け取ったもの。
- (3) 開示側当事者からの受領以前に、開示制限なしに当該「会員」または当該「会員」の「系列会社」が正当に知ったもの。
- (4) 当該「会員」または当該「会員」の「系列会社」の従業員または請負人によって独自に開発されたもの。
- (5) 有効な裁判所命令または法律による要求により開示する必要があるもの。但し、開示前に、開示する「会員」または当該「会員」の「系列会社」は差し迫った開示を直ちに書面で開示側当事者および CR フォーラムに通知し、開示に関する保護命令またはその他の制限に関するその要求に協力するものとする。
- (6) 「CRF 仕様」に準拠した製品またはサービスの使用、配布、製造、マーケティング、販売、ライセンス供与、または保守において本質的に開示されたもの。
- (7) 「CRF 仕様案」、「CRF 候補仕様」、「アプリケーションノート」案、その他「正会員」の決議により具体的に非機密とされた CR フォーラム「ワーキンググループ」作成の草案または作業文書で開示されたもの。

## 5.3 存続

本第 5 条に規定された義務は「会員」に対する「機密情報」の開示日から 3 年間有効であるものとし、本協定の満了または終了後も存続するものとする。

## 5.4 記憶痕跡

本協定および本協定に基づく守秘義務条件は、「会員」またはその「系列会社」が類似または競合するサービス、製品、または技術を含めて独自にサービス、製品、または技術を開発または取得する権利を制限するものではないものとする。「会員」およびその「系列会社」は、「機密情報」へのアクセスまたはそれを使用した作業の結果として生じた「記憶痕跡」(以下に定義される)を、開示側当事者の特許権、著作権、マスクワーク権の制約を受けて、なんらかの目的のために自由に使用、開示、公表、または流布することができるものとする。本 5.4 項のいかなる規定も「機密情報」の受領者に対して (1) 「記憶痕跡」のソース、(2) 開示側当事者の財政、統計、または職員データ、(3) 開示側当事者の事業計画を開示、公表、または流布する権利を与えない(本協定に別途規定された場合を除く)。「記憶痕跡」という用語は、そこに含まれたアイデア、コンセプト、ノウハウ、またはテクニックを含めて、当該「機密情報」にアクセスした人が助けなしにその記憶を保持する無形の情報を意味する。人の記憶は、その人がそれを保持し、そ

の後、本協定に違反して使用または開示するために「機密情報」を意図的に暗記した場合を除き、「記憶痕跡」なしとみなされる。「会員」は「機密情報」にアクセスする従業員の職務を制限または制約する義務を負わないものとする。本項は CR フォーラム、その「会員」、または関係者に対する「会員」の著作権、特許権、商標権、またはその他の知的財産権に基づくライセンスの供与とはみなされないものとする。

## 6.0 知的財産権

### 6.1 ライセンス供与に対する同意

4.3 項に基づいて「会員」が供与することに同意したライセンスに加えて、「会員」は、自ら及びその「系列会社」を代表して、「正会員」の投票により「CRF 仕様」のテキストの最終版が採択されて「理事会」により公表されたとき、および文書で要求されたときは、関係者(他のすべての「会員」およびそれぞれの「系列会社」を含む)に対して、妥当な非差別的条件に基づいて、「CRF 仕様」の「完全準拠」実施例を作製し、作製させ、使用し、輸入し、販売申し出し、販売および配布し、利用できる、「会員」およびその「系列会社」の「必要請求事項」に基づく、非独占的で譲渡不能の世界ライセンス(サブライセンスを供与する権利を除く)を供与することに同意する。但し、(1) 当該ライセンスは結果として生じる実施例が「コンテンツレファレンス」または関連リソース検索情報を提供するために使用されるかぎりにおいてのみ供与される必要があり、(2) 当該ライセンスは当該実施例の「CRF 仕様」準拠に必要な諸側面のためにのみ供与される必要がある。当該ライセンスは本 6.1 項に従ってライセンシーがその「必要請求事項」に対する相互特許ライセンスを供与することに同意することを条件とするものとする。さらに、当該ライセンスは、第三者が「会員」およびその「系列会社」から必要なライセンス権を取得することなく、修正された「完全準拠」製品を修正および再配布する権利を第三者に与えるライセンスに基づいて、ライセンシーが「完全準拠」部分を配布しないことを条件とすることができる。

#### 6.1.1. 除外系列会社の必要請求事項

「除外系列会社」が「必要請求事項」を含む特許または特許出願を保持していることが判明した場合、または「除外系列会社」が「会員」、CR フォーラム、または第三者に対して「CRF 仕様」を実施した製品の作製、使用、販売、または譲渡、あるいはそうしたサービスの実行について特許権侵害の損害賠償請求を行い、またはそうした損害賠償請求を行うための措置を講じ始めた場合、当該「除外系列会社」の指定を要求した「会員」は、本協定の 6.1 項に基づく「会員」自身の義務に従って、「完全準拠」製品において「CRF 仕様」を実施するための当該「必要請求事項」のライセンスを、要求されたときに妥当かつ非差別的条件下、他の当事者(他のすべての「会員」およびその「系列会社」を含む)に供与することに対する「除外系列会社」の同意を取り付けるために、あらゆる商業的に妥当な措置を講じるものとする。

### 6.2 開示および見直し規定

#### 6.2.1. 開示に対する限定同意

CR フォーラムに参加する「会員」の代表が、CR フォーラムによる採択が検討されている「CRF 仕様案」または「CRF 候補仕様」に関して、当該「会員」が 6.1 項に従ってライセンスを供与することを渋っていることを実際に承知している場合、代表は、「理事長」および関係 CR フォーラム「ワーキンググループ」または委員会の委員長に対して、6.1 項に規定された条件でライセンス供与しないという当該「会員」の意向を直ちに書面で通知することに同意する。本項のいかなる規定も「会員」がその特許一覧表の調査を実施する義務を創設することを意図してはいない。「会員」は、第 7 条の終了権およびその他の条件に従って、本 6.2.1 項に基づいて開示が実行または要求されるかどうかに関係なく、「会員」およびその「系列会社」が 6.1 項に規定されたライセンスを供与する義務を負っていることを認める。

#### 6.2.2. CRF 仕様の見直し

「技術作業方針」に明示された見直し期間中に、「会員」の代表が、「会員」が 6.1 項に従ってライセンスを供与することを渋っている旨の通知を 6.2.1 項に従って与えた場合、「会員」は、「CRF 候補仕様」としての承認投票前に「会員」が異議ありと考える「CRF 仕様案」の部分、あるいは「CRF 候補仕様」としての承認

後 30 日以内に「会員」が異議ありと考える「CRF 候補仕様」の部分を特定するものとし、その異議について妥当な説明を行うものとする。上記の異議は「CRF 仕様案」または「CRF 候補仕様」のうち「会員」の「寄書」を修正なしに組み込んだ部分に対しては申し立てることができない。異議を申し立てる各「会員」はその異議を解消する妥当な変更を提案するために最善の努力をするものとし、その異議を解消するためにその他の「会員」と協力するものとする。関係ワーキンググループは異議申立「会員」の提案を検討し、当該「会員」が容認できると考える技術的変更を行うかどうかを決定するものとする。ワーキンググループが「会員」の異議を満足させる技術的変更を行うことを拒否した場合、当該「会員」は 7.2 項に従って脱会することを認められる。前記の規定にもかかわらず、いかなる当事者も特許権調査を実施する義務を負わないものとする。

### **6.3 保有する非独占的ライセンスを供与する権利**

「会員」およびその「系列会社」は、4.3 項および 6.1 項に明示的に規定された場合を除き、本協定に基づいてライセンスを供与する義務を負わないものとし、「会員」またはその「系列会社」が決定する条件で「必要請求事項」または他の知的財産権を含む特許権の非独占的ライセンスまたはサブライセンスを供与または保留する独立の権利を保有するものとする。

### **6.4 第三者に対する必要請求事項の譲渡**

「会員」による第三者に対する「必要請求事項」を含む特許権の譲渡は、(1) 本協定書の条件、ならびに(2) 本協定の 4.3 項、6.1 項、6.1.1 項に基づいて他の「会員」およびその「系列会社」に対する「会員」によるライセンス供与に対する同意を条件とするものとする。

### **6.5 著作権**

「会員」は、その「寄書」に関する著作権ならびに CR フォーラムのワーキンググループまたは委員会において「会員」の従業員または代表によって創作された共同著作物に関して「会員」が有する著作権益に基づく、「完全準拠」実施例を開発するために「会員」および第三者実施者にサブライセンスを供与するために「CRF 仕様」および「アプリケーションノート」を複製、使用、公表、派生仕様作製、サブライセンス供与、表示、実行、配布することを CR フォーラムに認める非排他的、取消不能(第 7 条に規定された場合あるいは本協定の条件に基づく場合を除く)、譲渡不能な世界ライセンスを CR フォーラムに対してここに与える。「会員」は「会員」の以前から存在する知的財産権の所有権を保有するものとする。本項は「完全準拠」実施例を作製し、作製させ、使用し、輸入し、販売申し出し、販売および配布し、利用するライセンスを供与するものとはみなされないものとする。

CR フォーラムは、すべての「会員」および第三者実施者に対して(複製および配布の実費に基づく特許権使用料なしで、またはありで)、「CRF 仕様」および「アプリケーションノート」に関する CR フォーラムの著作権に基づいて、「完全準拠」実施例を開発するために「CRF 仕様」を複製、使用、配布、表示、実行する非独占的、取消不能(本協定の条件に基づく場合を除く)、譲渡不能な世界ライセンスを供与することにここに同意する。

疑義を避けるために、「会員」は「CRF 仕様」または「アプリケーションノート」を第三者に配布しないものとする。あらゆる「CRF 仕様」について CR フォーラムが唯一の配布源であるものとする。

#### **6.5.1. 著作権告知**

「CRF 仕様」の公表には CR フォーラム名義の適切な著作権告知が含まれるものとする。「CRF 仕様」に対する公的な言及は現実的な範囲で原作者を CR フォーラムに帰するものとする。

#### **6.5.2. 承認および公表の権利**

CR フォーラムは「正会員」の投票により「CRF 仕様」を採択し、「理事会」による「CRF 仕様」の公表を承認する排他的権利および唯一の権限を有する。

## 6.6 修正

当該「CRF 仕様」に含めることが「会員」によって提出および承認されたかどうかに関係なく、外国語への翻訳を含めて、「会員」または「系列会社」による「CRF 仕様」の修正またはその派生仕様は、当該修正または派生仕様「寄書」とされて「CRF 仕様」の更新として採用されるまで、基本的な「CRF 仕様」著作権を条件として、それを創作した「会員」によってのみ所有されるものとする。上記の更新の時点で、4.3 項および 6.5 項を含む「寄書」に関する本協定のすべての規定がそれに適用されるものとする。「公正使用」の範囲内である公表「CRF 仕様」からの抜粋または引用の場合を除き、「会員」は、「理事会」の書面による明示の事前同意がないかぎり、「CRF 仕様」またはその一部あるいは派生仕様を公表または配布しないものとする。

## 6.7 他のライセンスの不存在

本協定に明示的に規定された場合を除き、特許権に基づくまたはその他の知的財産権に関するライセンス、免責特権、またはその他の権利を、本協定に基づいて、「会員」またはその「系列会社」が、他の「会員」またはその「系列会社」、CR フォーラム、あるいはその他の関係者に対して、直接または暗示、その他によって、供与することはない。

## 7.0 期間および終了

### 7.1 期間

本協定の規定に従って終了される場合を除き、本協定は各「会員」に関して当該「会員」が「規則」に規定された優良「会員」であり続けるかぎり有効であるものとする。

### 7.2 会員またはCR フォーラムによる終了

「会員」はいつでも CR フォーラムの「理事長」または「秘書役」に書面で通知して「規則」に規定された手順に従って脱会することにより会員およびその「系列会社」について本協定を終了することができる。その場合、終了の発効日（「終了発効日」）は「理事長」または「秘書役」による上記の通知の受領日であるものとする。「規則」の規定に従って、CR フォーラムは「会員」の会員資格を終了、または満了することができる。「会員」の会員資格が終了または満了したときには、その「会員」については本協定も終了するものとする。「規則」に基づく終了手順を開始するもう 1 つの理由は、下記の通りの是正のない「会員」による本協定違反である。「会員」が本協定に基づく義務に違反した場合、CR フォーラムはまず「会員」に書面での通知と当該違反を是正する 30 日の猶予を与えるものとする。当該違反が 30 日後も是正されない場合、「理事会」は「規則」に従って終了手順を開始することができる。会員資格の終了または満了の場合、「終了発効日」は「規則」の規定に従った終了または満了の通知書の投函日であるものとする。「終了発効日」以後、会員協定は残りの「会員」間で引続き有効であるものとし、脱会または終了「会員」に関しては第 1 条、4.1 項、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条が存続するものとする。「終了発効日」以後、7.3 項に規定された場合を除き、脱会または終了した「会員」はその「必要請求事項」または著作権に基づくライセンスを供与する義務を負わないものとする。「終了発効日」以前に本協定に基づいて「会員」に供与されたライセンス、ならびに 6.1 項に基づいて「会員」にライセンスを供与する義務は、本協定に別途規定された場合を除き、本協定終了後も存続するものとする。

### 7.3 ライセンス供与義務の存続

「会員」または CR フォーラムによる本協定の終了にもかかわらず、4.3 項、6.1 項、6.1.1 項、6.5 項、6.6 項に基づく「会員」のライセンス供与義務は、(1) 「終了発効日」前に「正会員」の投票により承認された「CRF 仕様」、(2) 「終了発効日」の少なくとも 30 日前に「正会員」の投票により承認され、さらなる重要な変更なしに「CRF 仕様」になる「CRF 候補仕様」、(3) 当該「寄書」が「CRF 仕様」に組み込まれるかぎりにおいて、「終了発効日」以前に「会員」によって成された「寄書」に関して、引続き有効であるものとする。

## 7.4 ライセンスの終了

CR フォーラムまたは「会員」が本協定の 4.2 項、4.3 項、または第 6 条に基づく別の「会員」に対する義務について重大な違反を犯し、「会員」が違反側当事者に対して書面で違反を通知してから 30 日後も当該重大違反が是正されない場合、当該違反側当事者に対して本協定の 6.1 項に基づいて「会員」が供与したライセンスを終了することができる。さらに、「会員」は、(1) ライセンシーの支払不能、破産、またはそれに関するライセンス契約の重大違反、(2) 当該ライセンスの対象である特許の満了または早期失効の場合、6.1 項に基づいて「会員」が供与するライセンスを終了できると規定することができる。

## 7.5 解散の効果

「正会員」が投票により CR フォーラムの解散を議決した場合、各「正会員」は CR フォーラムが保有する著作権に関する平等かつ不可分の所有権益を保有するものとする(6.5 項の規定されたそれぞれの「寄書」に関する各「会員」の基本的な著作権所有権を条件として)。各「正会員」は、その他の「正会員」の許可なしに、かつ説明義務なしに、著作権所有権を行使し、当該権利のサブライセンスを供与することができる。上記の解散の日に、CR フォーラムが著作権以外の特許権または知的財産権を保有している場合、「正会員」はその時点で誰が当該特許権または知的財産権を所有し、またはそれについて責任を負うかを決定するものとする。

## 8.0 保証の不存在; 責任の限定

**8.1 保証の不存在。** 本協定に明示の規定がある場合を除き、(A) 「会員」または「会員」の「系列会社」により CR フォーラムまたは任意の「会員」もしくは任意の「会員」の「系列会社」に対して、(B) CR フォーラムにより「会員」または「会員」の「系列会社」に対して、(C) 他の「会員」またはその「系列会社」に対してまたはそれから、あるいは (D) CR フォーラムまたは任意の「会員」もしくはその「系列会社」により他の関係者に対して、本協定に基づいて提供または公表されたすべての「寄書」、「CRF 仕様」、「アプリケーションノート」は、不侵害、商品性、または特定目的適合性に関する明示、黙示、または法定保証を含むいかなる種類のいかなる保証もなしに、「無保証」で提供および公表されるものである。CR フォーラム、「会員」、「会員」の「系列会社」は、本協定に基づいて供与されたライセンスに基づく場合を含めて、あらゆる「寄書」、「CRF 仕様」、または「アプリケーションノート」、ならびにその他の情報および資料の使用および配布に関連した全危険をそれぞれ個別的に(そして特に連帯してではなく)負担することに合意する。本責任否認を条件とし、それを考慮した場合を除き、「寄書」、「CRF 仕様」、「アプリケーションノート」、あるいはその他の情報または資料の配布またはその他の使用は認められない。

**8.2 責任の限定。** 本協定違反に関して、CR フォーラムならびに CR フォーラムの「会員」またはその「系列会社」は、他の「会員」または「系列会社」に対してあるいは CR フォーラムまたは他の関係者に対して、当該損害の可能性を知らされた場合にも、逸失利益を含む間接損害賠償、特別損害賠償、懲罰的損害賠償、派生的損害賠償については責任を負わないものとする。但し、本限定は機密保持違反およびまたは知的財産権の違反/侵害に関する賠償請求に対しては適用されないものとする。

## 9.0 雑則

### 9.1 解釈

本協定および本協定の解釈は CR フォーラム「規則」に従う。本協定の条件が「規則」と矛盾する場合、「規則」が優先するものとする。本協定で使用される見出しはもっぱら識別のためのものであり、本協定の解釈を導くものとして意図されたものではない。

## 9.2 第三受益者;強制

「会員」は、自らおよびその「系列会社」を代表して、他の「会員」およびその「系列会社」が 4.3 項、第 5 条、第 6 条を含む本協定の第三受益者とみなされ、当該第三受益者が本協定により生じる権利および義務を強制する権利をもつことに同意する。

## 9.3 譲渡禁止

「会員」は、株式もしくは資産、関係「コンテンツレファレンス」事業に従事する事業体もしくは企業体の吸収合併、新設合併、または買収による所有権の譲渡に関連した場合を除き、あるいは「理事会」により承認され、「正会員」の決議により裁可された場合を除き、本協定に基づく権利および義務を全面的または部分的に譲渡することはできない。本項に反して企てられた譲渡は無効である。

## 9.4 通知

「会員」は本協定に基づく通知の受領に関して下記の住所の代表を指定する。「会員」は書面で CR フォーラムに通知することにより指定代表を変更することができる。「会員」が代表を指定しなかった場合、通知は下記の住所の「会員」宛てに送付することができる。本協定に基づいて与えられる通知は電子メール、ファクシミリ、速達郵便、または宅配便による送付の翌営業日に、あるいは指定された住所の「会員」の代表に宛てた郵便料前払の第一種郵便による送付の 3 日後に送達されたときとみなされるものとする。本協定違反の通知および本協定終了の通知は (1) 郵便料前払の速達郵便または第一種郵便と (2) 電子メールまたはファクシミリの両方で行われるものとする。

## 9.5 合併事業の不存在

本協定のあらゆる規定および「会員」により講じられたあらゆる措置は、「会員」またはその「系列会社」を CR フォーラムあるいは CR フォーラムの他の「会員」またはその「系列会社」の従業員、代理人、または代表にするものとはみなされない。また、CR フォーラム、任意の「会員」、またはその「系列会社」の間にパートナーシップ、合併事業、またはシンジケートを創設するものとはみなされないものとする。

## 9.6 法律遵守

「両当事者」の義務には CR フォーラムへの「会員」の参加に関して管轄権をもつ政府の現在および将来のすべての法律が適用されるものとする。

## 9.7 準拠法;法の規定範囲

本協定は、抵触法原則に関係なく、ニューヨークの実体法によって解釈および規制されるものとする。本協定から生じる訴訟はニューヨークで提起されるものとし、すべての「会員」およびその「系列会社」は管轄権がニューヨークにある州および連邦裁判所であることに同意する。

## 9.8 分離性

本協定のいずれかの規定が管轄権のある裁判所により無効または強制不能と裁定された場合であっても、残りの規定は引続き有効であるものとし、無効となった規定の代わりに、原意図を反映する代替りの、有効な、強制可能な規定を設けるものとする。

## 9.9 修正

本協定は「理事会」の少なくとも三分の二の賛成投票により非差別的に修正することができる。「会員」は修正の発効日の少なくとも 60 日前に書面による通知を与えられるものとし、修正は不遑及であるものとする。「会員」は、本協定および CR フォーラムの会員資格を終了することに決めた場合を除き、適法に採択された修正によって拘束されるものとする。

#### **9.10 副本**

本協定は単数または複数の副本を作成することができ、その各々を正本とみなされるものとするが、そのすべてが同一の証書を構成するものとする。

#### **9.11 統合**

本協定ならびに「規則」および「技術作業方針」は本協定の主題に関する「両当事者」の全了解を示すものである。したがって、本協定に関する事前の表示、合意事項、了解事項のすべてを無効にする。

#### **9.12 権利放棄の不存在**

本協定は、本協定に明示的に規定された場合を除き、法律または他の契約に基づく「会員」の権利を放棄するものとは解釈されないものとする。

#### **9.13 副本**

本協定は単数または複数の副本を作成することができ、その各々が正本とみなされるものとするが、そのすべてが同一の証書を構成するものとする。

#### **9.14 発効日**

本協定は CR フォーラムの適法に権限を付与された役員により受諾および署名されないかぎり無効である。

以上の証として、「両当事者」は下記のそれぞれの署名により示された日に本協定書をここに作成する。